

取組と目標に関する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	サービス利用見込量
-------------	-----------

現状と課題
在宅生活希望者が一般高齢者で 54.2%、認定者で 64.5%となっており、在宅介護のニーズは一般高齢者と認定者に共通して高い。在宅介護サービスの充実により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活が続けられるような環境作りが継続した課題である。サービス別給付構成を見ても、地域密着型サービス・施設サービス・居宅サービスのうち、居宅サービスの割合が最も高く、その比率は国や県よりも高い。中でも、訪問系サービスの給付率は、近隣市と比較しても最も高くなっている。 後期高齢者の増加が見込まれるため、サービスの利用状況を踏まえ、中長期的な要介護・要支援認定者の増加に対応したサービス供給体制の整備を進める必要がある。
第 9 期における具体的な取組
・ 利用実績やアンケート調査等の手法により介護サービスに対するニーズを把握に努める。 ・ 認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護 1 か所の整備に努める。 ・ 必要に応じ事業開始の検討ができるよう相談体制の充実に努める。
目標（事業内容、指標等）
第 9 期高齢者保健福祉計画に基づく介護サービスの給付
目標の評価方法
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 サービス見込み量の進捗管理のための作業シートによる

取組と目標に関する自己評価シート（年度シート）

年度	令和 7 年度
----	---------

前期（中間見直し）

実施内容
認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護 1 か所の公募を行った。
自己評価結果
認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護の整備について、公募不調となった。
課題と対応策
今回の周知により公募について知ったため、準備が間に合わなかったとの声を受けた。周知方法の見直しを行い、準備期間の確保のため募集期間を長く設定し、8 年度の公募を前倒しで行うこととする。

後期（実績評価）

実施内容
令和 7 年度の給付実績を第 9 期高齢者保健福祉計画における見込みと比較した。 認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護 1 か所の公募を行った。
自己評価結果
『○』 概ね計画どおりとなっている。 認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護の整備について、2 回の公募を行ったが、公募不調となった。
課題と対応策
【課題】 後期高齢者の増加が見込まれる。 認知症対応型共同生活介護 27 床及び看護小規模多機能居宅介護の公募不調を、サービス充足と考えるか、資源不足等による事業者の参入意欲の低下によるものとするか、現状を把握する必要がある。 【対応策】 第 9 期高齢者保健福祉計画に基づき、サービス提供を行う。 第 10 期高齢者保健福祉計画における施設整備数の検討指標とするため、計画策定時アンケートの結果や事業者への意向調査等により現状把握に努める。

取組と目標に関する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	自立支援、介護予防又は重度化防止
-------------	-------------------------

現状と課題
要介護認定者数が増加傾向であり、令和３年から令和４年にかけて、要支援者を中心に 200 人を超える増加をしている。また、後期高齢者の増加割合が大きく、令和元年に前期高齢者を抜いて後期高齢者割合が高くなっていることから、重度化率も高くなることが見込まれる。 一般高齢者のアンケートをリスク分析した結果、口腔では 70 代の男性、閉じこもりでは 75 歳以上の女性、うつでは 80 歳以上の女性のリスク傾向が見られた。 在宅生活の継続のためには、軽度者に対するサービスの充実や要介護状態になる前のフレイル予防が重要となる。
第 9 期における具体的な取組
・ 筋トレ教室等、市民運営の通いの場にリハビリテーション専門職を派遣することにより、身体機能の推進・向上と参加継続意欲の向上をめざすとともに、フレイル状態の方の早期発見を行い、状態悪化予防のためのアプローチを実施する。 ・ 介護予防と日常生活支援を同時に行う買い物リハビリテーション事業を、地域のショッピングセンターで、送迎付きで実施する。 ・ ボランティアグループによる、地域の中で交流しながら家庭の延長で食事等を楽しむミニデイサービス事業を支援する。 ・ 運動機能及び口腔機能向上を目的とした教室等を実施し、自立支援のサポートを行う。
目標（事業内容、指標等）
・ 一般介護予防教室参加者の改善割合　78% ・ 一般介護予防事業参加者数（専門職派遣事業参加者数も含む）1,000 人
目標の評価方法
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 ・ 改善割合は向上しているか。 ・ 参加者数は増加しているか。

取組と目標に関する自己評価シート（年度シート）

年度	令和7年度
----	-------

後期（実績評価）

実施内容
筋トレ教室等、市民運営の通いの場にリハビリテーション専門職を派遣した。 ボランティアグループによる、ミニデイサービス事業を支援した。 運動機能及び口腔機能向上を目的とした教室等を実施した。
自己評価結果
『◎』 【一般介護予防教室参加者の改善割合】 92.9% 【一般介護予防事業参加者数（専門職員派遣事業参加者数も含む）】 1,181 人
課題と対応策
【課題】 ボランティアグループの高齢化。 フレイル予備群にあたる者の早期発見・支援。 【対応策】 ミニデイサービス事業の周知・ボランティアの募集。 リハビリテーション専門職派遣の結果からフレイル予備軍に当たる者の抽出、教室を紹介し、フレイル状態を予防する。

取組と目標に関する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	介護給付適正化
------	---------

現状と課題 ・本市の介護保険サービス別給付構成について、国や県、近隣市と比較し居宅サービスが高く、特に訪問系サービスの給付費率が高くなっている。また、住宅型有料老人ホーム入居者へサービス提供をしている訪問介護事業所における1人あたりの給付費が他の地域と比べて高いことから、近隣に住宅型有料老人ホームが多いことが影響していると考えられる。 ・福祉用具購入と比較して福祉用具貸与の給付費は増加傾向にあるが、住宅改修等のために認定を受けた軽度の認定者（要支援認定者）に対し貸与を行い、使われていないままサービスが継続されているケースがある。 ・総合事業のみ利用する軽度の認定者の中には、一般介護予防の取り組みによって状態が改善されると見込める程度のADLである場合もあるが、事業対象者ではなく要介護認定を申請するケースが散見される。 ・介護保険制度を持続可能なものとするため、引き続き介護給付適正化の積極的な取組を進める。
第9期における具体的な取組 ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・医療情報との突合・縦覧点検 ・事業所訪問指導の実施
目標（事業内容、指標等） ・介護給付適正化担当職員として配置された介護支援専門員が、対象となるケアプランを抽出して自立支援に資するプランとなっているか、面談形式でフィードバックを行うことにより、ケアプラン点検の充実を図る。また、国保連や県から示される帳票等を活用し疑義のある事業者について縦覧点検を実施する。 ・介護サービス事業者等に対する集団指導を活用し、指導内容の共有をすることで適正な事業所の運営と報酬請求を促す。また、住宅改修が適切に行われるよう、介護支援専門員やサービス従事者への周知を図る。 ・公平・公正な要介護認定の実施のため認定調査票の確認を行う。 ・認定調査員と認定調査票を点検する職員へ研修の参加を促す。
目標の評価方法 ● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 介護給付適正化実施状況調査に準拠し評価する。

取組と目標に関する自己評価シート（年度シート）

年度	令和 7 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
【要介護認定の適正化】 【ケアプランの点検】 【医療情報との突合・縦覧点検】 【事業所訪問指導の実施】
自己評価結果
『〇』 【認定調査状況チェック】 2,849 件（全件実施） 【ケアプランの点検】 22 件実施。 【医療情報との突合】「突合区分 01」「突合区分 02」について計 61 件実施。 【縦覧点検】「重複請求縦覧チェック一覧」「算定期間回数半数を超える短期入所受給者一覧表」及び「軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表」を毎月点検。1,415 件実施。 【事業所訪問指導の実施】 指導実施 24 件のうち 23 件は指摘事項があり、改善を促した。
課題と対応策
【課題】 ○認定調査の外部委託（R 6 開始） ・市と委託業者間で調査項目の判断基準に異なる点があり、調査項目についての確認や修正を行う件数が多い。（多い月で委託調査分の 7 割問い合わせ） ・本人の状態に応じた正確な認定を出せないことは、適切な介護保険利用を妨げるものであると考えられる。 ○点検関係 事業者に対して 2 回目のケアプラン点検を実施しているが、以前よりプランの立案が固定され柔軟な視点を欠いている事業者がみられる。 【対応策】 ○認定調査の外部委託（R 6 開始） ・2 か月に 1 回実施する勉強会や調査票点検職員を通じ、本市の調査員と委託先の調査員で調査の質が変わることのないように情報共有を徹底する。 ・県が実施する調査員向けの研修などの積極的な参加を促し、個々のスキルを磨く。 ○点検関係 ・市民にとって有用な計画が立てられるよう、点検時や集団指導などの場で必要に応じて周知・啓発を実施していく。